

処方・調剤・ 保険請求の

Q & A

日本薬剤師会

Q A診療所の医師の指示に基づいて在宅薬剤管理指導を実施している患者に対して、別の保険医療機関(B診療所)からも処方せんが交付されました。同一月に当薬局でいずれの処方せんも受け付けた場合、A診療所の処方せんについては在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定しますが、B診療所の処方せんについて薬剤服用歴管理指導料を算定することはできますか。もし算定できるとしても、診療科や処方内容によって算定の可否に違いはあるのでしょうか。(匿名希望)

A A診療所の処方せんについて在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費を算定した場合は、B診療所の処方せんについては薬剤服用歴管理指導料を算定します。診療科や処方内容などの違いによって、特に取り扱いが異なることはありません。

在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定について、2008年3月までは「在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した月においては、その他の薬学管理料は算定できない」とされていましたが、2008年度診療報酬改定において「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」が設けられたことに伴い、2008年4月以降の薬剤服用歴管理指導料の併算定に関する取り扱いが整理されています。

具体的には、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者について、①状態が急変したため、計画的な在宅薬剤管理指導とは別に、主治医の急な求めに応じて薬剤師が患者を訪問して薬学的管理・指導を行った場合は「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」を算定、②緊急訪問の必要性はないが(すなわち、①以外)、薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病または負傷に係る臨時の投薬が行われた場合は「薬剤服用歴管理指導料」「かかりつけ薬剤師指導料」または「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定することになっています(表)。

しかし、この取り扱いは、対象患者について同一保険医療機関から処方せんが交付されたケースを想定したものであって、在宅薬剤管理指導の指示に係る保険医療機関とは別の保険医療機関から交付された処方せんを調剤した場合まで含めて整理したわけではありません。

すなわち、ご質問のケースのような異なる保険医療機関から処方せんが交付された場合(B診療所の処方せん)には、従来からの取り扱い通り、診療科の違いや処方内容の違いなどに関係なく、薬剤服用歴管理指導料を算定して差し支えありません。

表 在宅患者訪問薬剤管理指導料の併算定について

区分15 在宅患者訪問薬剤管理指導料

(18) 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した月においては、薬剤服用歴管理指導料、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料は、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の処方せんによって調剤を行った場合を除いて算定できない。また、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した月においては、外来服薬支援料又は服薬情報等提供料は算定できない。

※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(2016年3月4日保医発0304第3号、厚生労働省保険局医療課長通知)より抜粋